

令和6年8月30日

各位

川崎市宮前スポーツセンター館長

設備専用利用料金の誤徴収に関するお詫びとご報告

謹啓 平素は宮前スポーツセンターをご利用くださりまして、誠にありがとうございます。

さて、この度、当施設において、平成26年度から設備専用利用に係る料金算定に誤りがあり、本来徴収すべき金額よりも多い額を利用団体様から徴収していたことが判明いたしました。

本件につきまして、多大なる御迷惑をおかけしましたこと、心からお詫び申し上げます。

なお、過徴収分につきましては、ご対象者様にご連絡のうえ、直接お詫び申し上げますとともに、本件のご説明およびご返金に関するご案内を進めさせていただく予定でございます。

今後、同様の事案を発生させることがないように、再発防止策を徹底し、改善を図るとともに、細心の注意を払い、運営に取り組んでまいります

謹白

1 概要

当施設においては、施設（体育室や武道室等）の利用料金とは別に、利用団体がスポーツ設備等（運動器具や電源使用等）を利用する場合には、設備専用利用料を徴収していますが、施設を全日（4コマ）利用する際に、スポーツ設備等を全日利用する場合は、本来3回分の利用料を徴収すべきところ、誤って4回分の設備専用利用料を徴収していたものです。

詳細は以下の報道発表資料を御参照ください。

報道発表資料：<https://www.city.kawasaki.jp/templates/prs/250/0000168960.html>

2 過徴収の対象者、金額および期間

(1) 返還対象者 84団体

(2) 対象件数 449件

(3) 過徴収金額 総額584,740円（1件あたり30円～80,430円）

※詳細につきましては、ご対象者様に個別にご案内してまいります。

(4) 対象期間 平成26年4月1日～令和6年5月6日（10年1か月間）

3 本件に関するお問合せ先

川崎市宮前スポーツセンター 指定管理者

フクシ・ハリマ・スポ協共同事業体 代表者 フクシ・エンタープライズ（担当：阿部）

TEL 044-976-6350 ※当施設においては、9月2日(月)以降にこちらからお電話いたします。

お問合せ時間 9:00～21:00

休館日 施設点検日（毎月第4月曜日、祝祭日の場合は翌火曜日）および年末年始

※宮前スポーツセンターの指定管理者は平成27年度までは別の指定管理者でしたが、当該案件につきましては、現スポーツセンターにお問い合わせいただいております。

以上